

(案)

令和6年度  
地域密着型サービス事業者  
公募要項

令和6年8月

練馬区

練馬区(以下「区」という。)では、第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)において、高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げており、地域での生活を支援する拠点等の整備についてサービス種類ごとの目標整備量を定めています。また、地域密着型サービスの整備、事業者の指定およびサービスの質の確保など、区の基本的な考え方を示した「練馬区地域密着型サービス実施指針」(以下「実施指針」という。)を策定し、事業者の指定は、公募方式を活用していくとしています。ただし、各総合福祉事務所単位の4つの基本地区における介護保険サービス施設の整備状況を踏まえ、事業計画に掲げる地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、区有施設等の活用により他の機能を含む複合型施設の整備を行う場合は、この公募によらない整備を行うことがあります。

本要項は地域密着型サービスの公募に係るスケジュール、手続等について周知することを目的として作成されたものです。

### 事業計画における整備・事業目標

	R5 年度末 事業所数	第9期 整備・事業目標 (R8 年度まで)
看護小規模多機能型居宅介護の整備	8 か所 (ほか整備中 2 か所)	12 か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備(サテライト型事業所含む)	15 か所	17 か所
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備	39 か所 (ほか整備中 1 か所)	43 か所

## 1 公募する地域密着型サービス

令和6年8月1日現在の地域密着型サービスの公募数は、以下のとおりです。

サービス種別	対象地域	事業所数・定員
看護小規模多機能型居宅介護 1	光が丘地区のうち、 <del>田柄・春日町・北町・錦・平和台・氷川台・早宮のいずれかの地域</del> 全域	事業所数：1 定員 2：29
	練馬地区のうち、 <del>羽沢・桜台・練馬・小竹町・旭丘・栄町・豊玉上・豊玉北・豊玉中・豊玉南のいずれかの地域</del> 全域	事業所数：1 定員 2：29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1	全域	事業所数：1
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 3	光が丘地区のうち、 <del>田柄・春日町・北町・錦・平和台・氷川台・早宮のいずれかの地域</del> 全域	事業所数：1 定員 2：18
	練馬地区のうち、 <del>羽沢・桜台・練馬・小竹町・旭丘・栄町・豊玉上・豊玉北・豊玉中・豊玉南のいずれかの地域</del> 全域	事業所数：1 定員 2：18

1 サテライト型事業所の設置についても公募の手続によって選定します。

2 定員は、登録定員の上限を示します。また、既存事業所の定員変更については、

- 公募の手続によりません。変更の協議があった場合に、適否について検討します。
- 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所と併設する場合に限り事業所整備を認めます。なお、1施設当たり3ユニット（定員の上限は27人）を上限とします。また、サテライト型事業所の設置についても、公募の手続により選定します。

## 2 スケジュール

令和6年度は公募を2回に分けて行います。

	事前相談	公募申請	選定期間
第1回	令和6年5月15日まで	令和6年6月14日まで	令和6年8月上旬
第2回	令和6年11月15日まで	令和6年12月13日まで	令和7年1月下旬

- \* 郵送による書類の受付はいたしませんので、あらかじめ電話予約の上、ご来庁願います。
- \* 第2回の受付期間終了までは、いつでも申請を受け付けます。第1回の申請期間中に第2回の公募申請を受け付けることもできます。

## 3 手続

応募に係る手続はつぎのとおりです。

なお、提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。また、区が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

応募に要する経費は、応募事業者の負担となります。

### (1) 事前相談

公募申請を行う前に、提案予定の事業内容について事前相談を行ってください。

#### ア 提出書類

別紙1 「応募に係る提出書類一覧」参照

#### イ 窓口

4ページに掲載の担当をご確認ください。

#### ウ 受付期間

第1回：令和6年5月15日（水）まで

第2回：令和6年11月15日（金）まで

### (2) 公募申請

事前相談後、つぎのとおり公募申請を行ってください。

#### ア 提出書類

別紙1 「応募に係る提出書類一覧」参照

#### イ 提出先

4ページに掲載の担当をご確認ください。

#### ウ 受付期間

第1回：令和6年6月14日（金）まで

第2回：令和6年12月13日（金）まで

#### エ 留意事項

(ア) 書類の提出に当たっては、別紙2 「公募申請書提出に当たっての注意事項」により、体裁等を整えてください。

(イ) 【様式7】事業計画提案書については、別紙3 「事業計画提案書について

て」を必ず確認し、作成してください。

(3) 現地調査

公募申請書の受付期間終了後、区は事業所予定地の現地調査を行います。

(4) 事業者の選定

選定は以下の流れで行います。

ア ~~練馬区地域密着型サービス運営委員会~~練馬区地域包括ケア推進協議会  
提案概要について~~練馬区地域密着型サービス運営委員会~~練馬区地域包括ケア  
推進協議会で協議します。

イ 練馬区高齢者福祉施設整備および事業者指定に係る法人選定委員会

アでの協議を踏まえ、選定委員会において審査します。選定委員会において、  
応募事業者には事業計画案説明（プレゼンテーション）をしていただきます。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

(5) 結果通知

選定結果は、応募した全ての事業者に文書により通知します。

また、選定された事業者については、区ホームページで公表します。

(6) 選定後の手続

選定された事業者は、事業計画書を提出し、進捗状況を毎月報告してください。事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、区に指定申請書を提出していただきます。区が指定申請書の審査および現地調査を行い、指定します。

指定日は指定月の1日付けとし、指定申請書の提出受付は指定日の前々月の末日までとします。例えば、令和6年8月中に指定申請書が提出され、区が受理した場合は、同年10月1日付けの指定となります。ただし、指定申請書等の審査の結果、指定基準に満たない場合には、指定しない場合があります。

~~令和6年7月1日から、名称が「練馬区地域包括ケア推進協議会」に変更になります。~~

#### 4 評価項目および評価基準について

選定に当たり、サービス種類ごとの評価項目および評価基準は、**別紙4**「評価項目・評価基準（細目）」のとおりです。この評価項目・評価基準に基づき、応募事業者を評価いたします。

なお、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を併設する看護小規模多機能型居宅介護の整備に係る提案があった場合、それぞれのサービスについて評価した上で、看護小規模多機能型居宅介護の提案内容を重視します。

#### 5 質疑および回答

応募に関する質問は、随時受け付け回答します。なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、区ホームページで回答書を公開します。

(1) 受付方法

**別紙5**「令和6年度練馬区地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」に簡潔に記入の上、FAXまたはEメールで、4ページに掲載の担当へ提出してく

ださい。

(2) 区ホームページの掲載場所

「トップページ」>「保健・福祉」>「介護保険」>「事業者向け」>「地域密着型サービス関係」>「地域密着型サービス事業者公募関係」>「令和6年度 練馬区地域密着型サービス事業者公募について」

## 6 留意事項

(1) 建築基準法等の手続について

建築基準法、消防法、都市計画法、練馬区福祉のまちづくり推進条例等の各法令を遵守した事業計画としてください。改修等においても、計画内容により各種の手続が必要となる場合があります。

なお、各種手続の進行状況について、担当まで報告をお願いします。

事業計画に当たっては、**事前に区の建築担当部局**にご相談ください。

(バリアフリー、福祉のまちづくりについて) 建築・開発担当部 建築課  
(建築基準法全般について) 建築・開発担当部 建築審査課

(2) 施設整備の補助について

施設整備に当たり交付金等補助を希望する場合は、交付金等の内示後に施設の建設や改修の着工をしていただくこととなります。なお、施設整備の補助については、「地域密着型サービス整備費補助協議書作成要項」をご参照ください。

(3) 練馬区地域密着型サービス実施指針について

応募に当たっては、必ず「実施指針(令和6年4月)」をご参照ください。

(4) 応募の取下げについて

応募を取り下げる場合には、取下書(様式自由)を区に提出してください。

## 7 その他

(1) 本要項の冒頭で説明のとおり、地域密着型サービスの公募は、事業計画に基づき実施されるものです。

このため、事業開始後は、継続して安定的に運営する必要があります。

ただし、やむを得ず、事業を譲渡または休廃止する等の場合には、できるだけ速やかに(6か月前を目安に)区に報告してください。

(2) 公募は、練馬区暴力団排除条例の趣旨等も踏まえて行います。申請に当たっては、ご注意ください。

(3) 土地所有者が事業所を建設し、応募事業者が事業所を賃借する場合(オーナー整備型)、事業実施に係る土地所有者の意向を十分確認してください。

### 担当

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 東庁舎4階

T E L : 03-5984-1461 (直通) 03-3993-1111 (代表)

F A X : 03-3993-6362 Eメール : KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

開庁時間 : 午前8時30分~午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)